

BASE Vol.102

実践的基礎知識 ポートフォリオ特性の確認編(3)
 <株式ポートフォリオのチェックポイント>

2019/10/17

株式ポートフォリオのチェックポイント

株式投資のリターンは①配当収入(インカムゲイン)と②値上がり益(キャピタルゲイン)に大別できます。中長期的な株式投資においては、投資開始タイミングを選ばず、むしろできるだけ投資期間を長くすることを考えるべきです。

一方で、株価の変動は中長期的には企業が稼ぐ利益の変動を反映する傾向にあります。企業の利益を短期間で大きく伸ばすのは難しいため、短期間の株価の変動率は、需給バランスによるPER変化(割高化・割安化)の影響がとても大きくなります。

株価のバリュエーション(投資価値評価)チェック

株価のバリュエーション(投資価値評価)とは、簡単に言えば株価が割高なのか割安なのか、ということです。バリュエーションを判断する代表的な指標が、PER、PBR、配当利回りです。

極端に割高な水準で投資を開始してしまうと、十分な時間をかけて投資してもリターンがマイナスになってしまう場合があります。そうした事態を避けるために大切なのが、バリュエーション(投資価値評価)のチェックです。

株価のバリュエーションを示す代表的な指標

PER(株価収益率)

PERが高い:割高 PERが低い:割安

PER = 株価 ÷ 1株当たり利益

株価 = 1株当たり利益 × PER

株価上昇率 = (1 + 1株当たり利益変化率) × (1 + PER変化率) - 1

PBR(株価純資産倍率)

PBRが高い:割高 PBRが低い:割安

PBR = 株価 ÷ 1株当たり純資産

株価 = 1株当たり純資産 × PBR

株価上昇率 = (1 + 1株当たり純資産変化率) × (1 + PBR変化率) - 1

配当利回り

配当利回りが高い:割安 配当利回りが低い:割高

配当利回り = 配当金(年間) ÷ 株価

配当金(年間) = 株価 × 配当利回り

実践的基礎知識 ポートフォリオ特性の確認編(3) ＜株式ポートフォリオのチェックポイント＞

運用スタイルの確認

投資しようとする投資信託がどのような運用を行うのか、その運用によって自分はどんな投資を行うことができるのか、を知ることが投資判断をするうえで非常に重要です。代表的な運用スタイルを確認しておきましょう。

代表的な運用スタイル

トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ

「トップダウン・アプローチ」は、経済成長率などマクロ経済の見通しによって、「国」ごとの配分や、「業種」ごとの配分を決め、そこに該当する銘柄を決めるという運用方法です。「ボトムアップ・アプローチ」は、国や業種などにかかわらず、企業調査や分析を行って銘柄を選び、その積み重ねでポートフォリオを構築します。

クオンツ運用とジャッジメンタル運用

「クオンツ運用」は、運用モデルによってポートフォリオを構築します。「ジャッジメンタル運用」は、ファンドマネージャーの裁量によって運用を行う手法です。ジャッジメンタル運用であっても何らかのモデルを使用している場合もありますが、最終的には人の判断によってポートフォリオを構築します。

大型株と小型株

時価総額で判断します。各市場の時価総額が大きい特定の割合の上位株式を大型株、それ以下を中小型株とするのが一般的です。中小型株は一般的に大型株より流動性リスクが高く、リスク・リターン特性も大きくなる傾向があります。

グロース株とバリュー株

「グロース株(成長株)」とは、企業の売り上げや利益の成長率が高く、成長性ゆえに株価の上昇が期待できる株式のことです。「バリュー株(割安株)」とは、現時点の株価が本来の企業価値を考慮した水準に比べて安く、本来の価値に調整されることで株価の上昇が期待できる株式のことです。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。